浜松市告示第570-1号

浜松市自転車等の放置の防止に関する条例（平成６年浜松市条例第１７号）第１１条第２項及び第３項の規定により撤去した自転車等を同条例第１３条第１項の規定により保管したので、同条第２項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和８年１０月２０日

浜松市長　中　野　祐　介

記

１　撤去した場所

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

２　撤去した日

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

３　保管する期間

撤去した日から令和９年４月２０日

４　保管及び返還を行う場所

浜松市中央区北寺島町６１７－６　浜松市自転車等保管所

５　その他市長が必要があると認める事項

（１）返還時に必要となるもの

ア　費用（自転車　２，０４０円、原動機付自転車３，０５０円）

イ　保管自転車等引取通知書（送付された方のみ）

ウ　自転車等のカギ

エ　身分を証明できるもの

（２）浜松市自転車等保管所の取り扱い日時及び電話番号

ア　取扱い日時

平日の午前８時３０分から午後５時１５分まで

イ　電話番号

０５３－４５８－７６７１

（３）保管した自転車等

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

自転車　　２台

別紙

「撤去・保管自転車等一覧」　（区域内）

No.	撤去した場所	撤去した日	車体等の特徴	保管台帳番号
1	浜松市中央区田町 323-1 地先市道	令和 8 年 10 月 7 日	形式：軽快（自転車） 色：黒色 特徴：前かご有、鍵有	505
2	浜松市中央区肴町 314-21 地先市道	令和 8 年 10 月 7 日	形式：婦人（自転車） 色：青色 特徴：前かご有、鍵有	506
	以下余白			

浜松市告示第570-2号

浜松市自転車等の放置の防止に関する条例（平成６年浜松市条例第１７号）第１２条第２項の規定により撤去した自転車等を、同条例第１４条第１項の規定により保管したので、同条第２項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和８年１０月２０日

浜松市長　中　野　祐　介

記

１　撤去した場所

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

２　撤去した日

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

３　保管する期間

撤去した日から令和９年４月２０日

４　保管及び返還を行う場所

浜松市中央区北寺島町６１７－６　　浜松市自転車等保管所

５　その他市長が必要があると認める事項

（１）　返還時に必要となるもの

ア　保管自転車等引取通知書（送付された方のみ）

イ　自転車等のカギ

ウ　印鑑

エ　身分を証明できるもの

（２）浜松市自転車等保管所の取り扱い日時及び電話番号

ア　取り扱い日時

平日の午前８時３０分から午後５時１５分まで

イ　電話番号

０５３－４５８－７６７１

（３）保管した自転車等

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

自転車　　２台

別紙

「撤去・保管自転車等一覧」　（区域外）

No.	撤去した場所	撤去した日	車体等の特徴	保管台帳番号
1	浜松市中央区砂山町 333-4 地先市道	令和 8 年 10 月 6 日	形式：婦人（自転車） 色：黒色 特徴：前かご有、鍵有	502
2	浜松市中央区中島 2-4-12 地先市道	令和 8 年 10 月 6 日	形式：軽快（自転車） 色：銀色 特徴：前かご有、鍵有	503
	以下余白			